

令和4年3月8日

「観音寺市空家等対策計画（改定案）」
についてのパブリック・コメント手続実施結果

令和4年1月5日から令和4年2月3日までの30日間「観音寺市空家等対策計画（改定案）」について実施したパブリック・コメント手続では、2人から8件の意見をいただきました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらの意見について、内容を要約して整理し、それらに対する市の考え方とあわせて以下に示します。

今後とも市政につきまして、ご理解とご協力のほど、よろしく申し上げます。

- 意見を募集した施策等：「観音寺市空家等対策計画（改定案）」
- 提出意見　　<意見の提出者数> 2名　　<意見の数> 8件
 <意見の提出方法> 電子メール 2件

No.	該当箇所	ご意見（要約）	意見に対する市の考え方
1	第2章1 「空き家数と空家率」 P5	住宅数・空き家数のデータが平成30年から更新されていない。固定資産税の情報等から最新の数値を出すべきではないか。	今回の資料は総務省が5年に1度実施している「住宅・土地統計調査」の結果を基に作成しており、現状では平成30年のデータが最新です。なお、前回の計画でも当該調査のデータを基にしているため、根拠資料を統一し、数値の対比を分かりやすくしています。
2	第7章3 関係団体との連携 P20	市内外には住宅施策や色々な分野の専門家が居住しているので、そういった専門家からの意見の聴取体制を構築してほしい。	空家等対策を進めるうえで必要な見識等を有する団体（建築士会、宅建協会、弁護士会、自治会連合会、民生委員児童委員協議会、市議会等）の方々に、観音寺市空家等対策協議会の委員を務めていただいております。適宜、ご意見をいただいております。

3	その他	<p>空き家を発生させない取組を行ってほしい。例えば、都会などから帰省する方々にリモートの又は別荘的に中長期滞在すれば恩恵のある施策や観光用のシェアハウスなど、空き家の不動産価値を維持して転入を促すことも有効ではないか。</p>	<p>転入促進については「観音寺市空き家リフォーム補助金」や「観音寺市移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等補助金」の活用を推進します。また、事業者に対して「観音寺市移住等促進に係る空き家活用型事業所整備補助金」の利用を推進し、空き家を活用して本市への移住・定住を促進できるよう取り組みます。</p>
4		<p>空き家がなぜ増えるのかについての対応策が見えてこない。空き家が増える要因として、親子別居が当たり前の社会になっていることから、親子が同居できる環境づくりを目指す必要がある。今回の計画は、廃家屋対策を目的とし壊すことを念頭に置いて、従来の資料を基に作成されており、市長の理念から乖離した内容になっているのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、いわゆる核家族化は空き家が増える要因の一つとなっています。それに加え、人口減少や少子化などの社会情勢の変化も空き家の増加へ大きく関与しています。そこで、適切な管理が行われている空き家については周辺の住環境に悪影響を及ぼす可能性が少ないため、「空き家バンク」などの制度を通じて利活用等を促進していきます。しかし、適切な管理が行われていない空き家が増えると周辺の住環境へ悪影響を及ぼすため、本計画では主にそういった空き家に対する措置やその発生を抑制するための取組などについて記載しています。</p>
5		<p>計画が論文構成になって分かりにくく、ページ数が多すぎる。パワーポイントなどのプレゼン形式にしてはどうか。</p>	<p>空家等対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条の規定に基づき必要な事項等を記載しており、それぞれの事項や専門的な用語についての説明等を記載する必要がありますためこのような計画となっております。</p>

6	住宅・建築物安全ストック形成事業補助金等を活用した街並みづくりと共に高齢者が少しでも長く自宅で暮らせるようにし医療費の削減につなげてほしい。	貴重なご意見として関係課等と情報共有を行い、今後の参考にさせていただきます。
7	千葉県流山市の成功している政策づくりを参考にしてはどうか。	貴重なご意見として関係課等と情報共有を行い、今後の参考にさせていただきます。
8	市営住宅の空き部屋数の対応も検討するべきではないか。	貴重なご意見として関係課等と情報共有を行い、今後の参考にさせていただきます。

【連絡先】

住 所：〒768-8601

観音寺市坂本町一丁目1番1号

担 当：市民部地域支援課地域生活係

電 話：0875-23-3949

F A X：0875-23-3954

E-mail：tiikisien@city.kanonji.lg.jp